

平成 28 年 1 月 15 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中
各市町村 介護保険主管部（局） 御中

日本司法支援センター本部

司法ソーシャルワークに関する連携の推進について（ご依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当センターは総合法律支援法に基づき平成 18 年に法務省所管の法人として設立され、以来、各都道府県に設置された地方事務所等において、法的な問題を抱えた方への各種法制度紹介のほか、資力の乏しい方を対象とした弁護士・司法書士（以下「弁護士等」といいます。）による無料法律相談、弁護士等に代理人を依頼するために必要な費用の立替えなど、国民の司法へのアクセスを容易にすることを目的とした業務を行っています。

特に、近年においては、自ら弁護士等に相談することが困難な高齢者・障がい者の方に代わって、地域包括支援センター等の福祉機関の職員の方から当センターにご連絡をいただき、これを契機として当センターの契約弁護士等による無料法律相談を実施するなど、福祉機関職員の方との連携を通じて高齢者・障がい者の方が抱える問題の解決を図るといった事例が増えつつあります。

そこで、現在、当センターでは、弁護士等が高齢者・障がい者の方に積極的に働き掛けていく手法（アウトリーチ）によって、法律問題を含む潜在的な諸問題の総合的な解決を図るといった「司法ソーシャルワーク」を重要課題のひとつとして推進しております（別添資料参照）。

司法ソーシャルワークの推進にあたっては、全国の福祉機関との間で緊密な連携関係を構築することが不可欠であるところ、今後、全国各地の当センター地方事務所において、管内の福祉機関に、順次、連携のご依頼をさせていただくことを計画しているところです。

つきましては、ご多用中大変恐縮ではございますが、当センター地方事務所から貴庁及び管内の地域包括支援センターあてにご連絡を差し上げた際には、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

[本件の担当事務]

日本司法支援センター（法テラス）本部

総務部総務第二課 森／崔

TEL：050-3383-5334 FAX：03-5334-7090

法テラスにおける司法ソーシャルワークの取組

【問題点】

自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的サービスを求めることが難しい高齢者・障がい者が存在(司法アクセス障害)

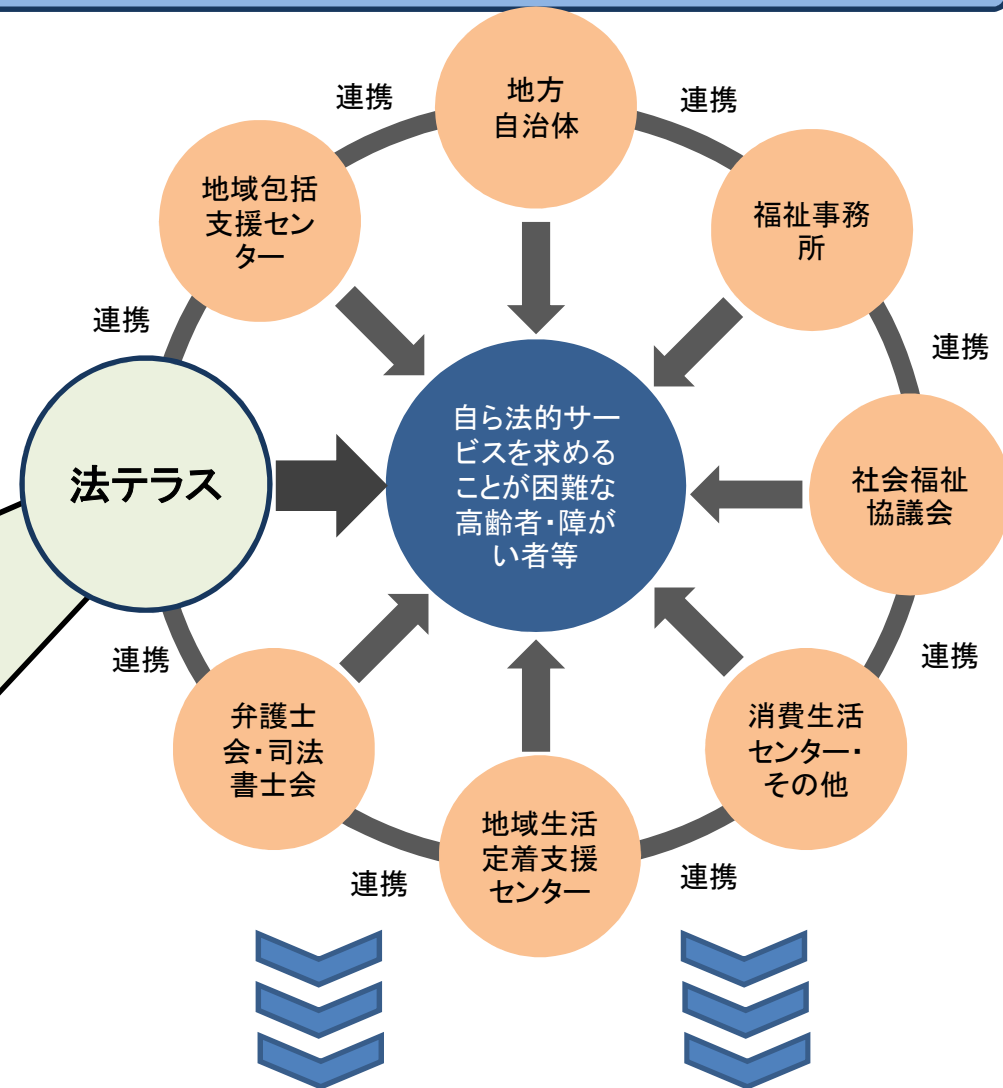
【対策】

福祉機関等と連携し、法的問題を抱える高齢者・障がい者等にアウトリーチするなどして、総合的に問題を解決することが必要

【法テラスの役割】

福祉機関との連携関係を通じて、高齢者・障がい者等への法的支援を実施

- 福祉機関職員の方への適切な情報提供(各種法制度に関する案内等)
- 福祉機関職員の方を対象とした法テラスの業務説明会・勉強会等の開催
- 経済的に余裕のない高齢者・障がい者等を対象とした法的支援の実施
 - 弁護士・司法書士による無料法律相談
 - 弁護士等に代理人を依頼した場合の弁護士費用等の立替え



総合的に問題を解決